

全労金2017春季生活闘争ニュース・第8号

新潟・長野労組の要求概要と単組委員長の決意を紹介します！

◎新潟・長野労組の要求概要

	新潟労組					長野労組		
	正職員	準職員				正職員	準職員 2017年4月から 正職員	パート職員 2017年4月から アシタノ職員
	A	B	C フルタイム	C パートタイム				
安定雇用	—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)				—	(無期雇用)	(無期転換権は実現)
最低賃金	時間額950円、日額6,970円、 月額146,300円への引き上げ					時間額950円、日額6,970円、 月額146,300円への引き上げ		
基本賃金	正職員は2017年4月から賃金制度の完全移行する。 契約職員・臨時職員は2017年4月から新賃金制度に 移行するため、要求しない					2017年4月から新人事賃金制度に移行することあわせて、 2年目960円、3年以上で1,000円未満の職員は1,000円とし、2016年 度評価を加算することを確認しているため、要求しない		
一時金	4.8	3.0	3.0	1.44	月数換算1.44	4.7	4.7	2.4
昨年実績	4.8	3.0	—	1.44	月数換算1.44	4.6+10,000	4.6+10,000	1.2～2.7
雇用環境	—	私傷病欠勤・休職制度 (ジョブリターン制度は協議で解決を図る)				—	2017年4月から正職員 となるため要求しない	私傷病欠勤・休職制度 ジョブリターン制度の確立
単組独自要求	健康管理体制の充実					積立休暇制度の使用目的に「不妊治療」を追加 「育児に伴う所定労働時間の短縮措置」を小学校3年生までとする		
	(積立休暇制 度あり)	退職金制度 積立休暇制度の新設 特別休暇を正職員と同様						
関連会社	関連会社なし					関連会社なし		

《単組委員長の決意／新潟労組・浅井友則委員長》

新潟労組は2月25日に開催した第2回中央委員会において、2017春季生活闘争方針を確認しました。「底上げ・底支え」の観点から、準職員の公正処遇に重点を置いた7点の要求を掲げ、全組合員一丸となり、闘い抜く所存です。新たに準職員人事管理制度が導入され、準職員に求められる役割や働き方が変化していく中で、処遇改善に向けた要求は全ての組合員の「想い」であります。要求実現にあたっては、金庫に対し、全ての職員が「働きがい」を持ち、安心して働き続けられる職場を構築することが、金庫を守り、さらに発展させることに繋がることをしっかりと認識させなければなりません。

また、取り巻く情勢を背景に、金庫が厳しい経営環境のみを職員に訴えるのであれば、労働金庫が将来にわたって会員・勤労者に必要とされるために、そして今を生きる私たちだけでなく、今後、労働金庫事業を担っていく職員のために、



金庫の姿勢を糺し、明確な経営ビジョンを示させることが闘争委員会として、今、果たすべき「将来の責任」であると考えています。全労金に集う仲間と団結し、要求実現に向け、共にがんばりましょう！

《単組委員長の決意／長野労組・大澤真也委員長》

「底上げ・底支え」「公正処遇」を実現することが、長野労金で働くすべての労働者の総合的な生活改善に繋がるとの考え方のもと6項目の要求となりました。

長野労金の今年度の経営状況および今後の収益シミュレーションは大変厳しいです。そのような中、今年度は組合員の頑張りでも目標達成や達成見込みの項目として昨年度以上の結果を残し、年度を終えようとしています。この頑張りに報いるためには、組合員が納得のいく回答を勝ち取ることを考えます。

また、次年度よりチームの頑張りが反映される新人事制度の導入が決まりました。第一線で働く組合員が気持ち良く新制度のもとで次年度をスタートし、この厳しい状況下を、チーム力を発揮して打破していくため、金庫に対して真摯な回答を求め交渉していく所存です。

春闘勝利に向け、組合員一人ひとりの要求に対する熱い思いと全労金に集う全国の仲間と同じ思いのもと最後まで闘い抜きます。共に頑張りましょう！



以 上